

## 解題

斥非

一卷

太宰純著

太宰純、字は徳夫、春臺と號す、又た紫芝園と號す、通稱彌右衛門、信野飯田の人、本姓は平手祖、言親、加賀侯の大夫横山氏に仕ふ、父、言辰出でて、姻族太宰謙翁の嗣となる、因て太宰氏を冒す、謙翁は飯田侯の臣なり、春臺初め程朱の學を修む、徂來を見るに及んで、大に悦び、其の舊學を棄て、古學を講ぜり、然れど晩年甚だ徂來に滿たざる所あり、詩文に至りては、痛く李王を斥く、文論、詩論を著はして、縦横に之を論ぜり、延享四年歿す、年六十八。

此書は我邦の學者の文字の使用を誤り、姓名字號官職等の書式の差へるものを擧げて之を指摘せり、此書版本二種あり、江戸刻本と浪華刻本とこれなり、今此に掲げたるは、江戸本なり、浪華本は原尙賢の序に謂ふ所の盜刻の本なり、浪華本には林義卿の序あり、今特に原氏の序の次に之を掲ぐ、この本は世に傳は

るもの甚だ稀なり、今二本を對比するに、每章の順序は同じきも、字句の異同甚だ多し、思ふに浪華本はその初稿に據りて上梓せしものにて、江戸本は他日の定本に據りしものならん、浪華本は斥非編と署せり、其の名稱も亦同じからず、浪華本は延享元年八月に菅生堂河内屋宗兵衛の上梓する所にして、江戸本に先だつこと凡そ一年なり、江戸本には附録として春臺の孟子論上下、封建論、朱子小學論、内外教辯、讀仁齋論語古義、讀仁齋易經古義、病餘問語、對客論文の九篇を載せたり、詩學と交渉なきを以て、今之を省けり、延享二年六月新刻、明和四年五月再刻江戸書肆文英閣青竹樓。

## 刻斥非序

夫是非無定體，人之是而我以爲非，我之是而人以爲非，是非之爭，雖歷千載，孰能辨之？予聞諸春臺先生曰：今之學者，苟學孔子之道，則當以孔子之言爲斷。爲文辭者，苟倣華人，則當以華人爲法。此辨是非之公案也。蓋先生嘗觀世之學者，所行不忍見其非，因一二斥之以示小子輩，遂筆之積以日月，而其事亦彌多。至三十餘條，名曰斥非，未及梓行時，我二三兄弟者，人寫一本而藏之，二十年于茲矣。迨乎流傳漸廣，外人亦稍稍得闕而見之，遂大行于四方。頃歲人自關西來者，皆言斥非流傳甚廣，京師儒生皆得之，以爲帷中之祕。云先生聞之，恐狡猾賈人盜刻，誤本以牟其利，因謂其徒曰：不如吾刊之，以止其誤傳。遂使稻垣長章與尙賢謀，繡梓之事，繕寫裁卒而未及校正。聞浪華賈人果盜刻而鬻之，索得而視之，長門林義卿周助

者爲之序。義卿前在浪華竊祖來先生譯文筌蹄題言構造國字牘以誣先賢以欺海內之人。但識周南先生而謬言受業於其門詐僞大矣。今又妄序盜刻斥非而蔑如我先生其狡猾過賈人謂之何哉。於是我二人者。勉從事。趣命工繡梓及先生他雜文九篇。吾曹嘗受而藏之篋笥。今請附錄於後。以示同志。庶幾好古之士。因之有以釋疑網云爾。

延享乙丑夏四月辛酉

東都 原 尙賢 序

斥非編序(漢華辭本の序)

操觚華之業也、不可不取式於彼也、豈徒古也哉、因之又因、所損益可知也、必古亦非禮耳、若夫辭則華而古乎、辭之古今、固不以禮也非禮也、論之不能脩者、當恥矣、故惟式雖我古文者、流不必古也、必華人焉、而世於式、嚴之國文、而寬之華文、然有意以寬者哉、式與非式、素未之知也、未之知、太宰氏所以有斥非也、而其斥非也、但其斥非哉、示式者多矣。

延享改元春三月

林 義 卿 題

# 斥非

春臺先生著

門人

稻垣長章釋明  
原 尙賢子才

同校

凡文字前後署姓名者、上無所書即已、有所書、必書鄉里、如有官者、先書官、次書鄉里、若書號、則書於鄉里之下、倭儒乃有、但書號不書鄉里者、非式也、華人弗爲也。

凡姓名之上書鄉里者、必書其大名、不書閭里小名、如朱仲晦徽州婺源縣人、而書新安、新安是其地之本名、世人所共知也。

凡署姓名者、若書鄉里於其上、但書某處某甲而已、或有著人字、曰某處人某甲、華人如此、倭儒乃有著產字住字、曰某處產某

斥非

凡文字の前後に姓名を署するには、上に書する所無ければ即ち已む、書する所有れば、必ず郷里を書す、如し官有る者は、先づ官を書し、次に郷里を書す、若し號を書すれば、則ち郷里の下に書す、倭儒乃ち但だ號を書して、郷里を書せざる者有り、式に非ざるなり、華人は爲さざるなり。

凡そ姓名の上に郷里を書するには、必ず其の大名を書す、閭里の小名を書せず、朱仲晦は、徽州婺源縣の人に於て而して新安と書するが如し、新安は是れ其の地の本名、世人の共に知る所なり。

凡そ姓名を署する者、若し郷里を其の上に書するは、但だ某處某甲と書するのみ、或は人の字を著けて某處の人某甲と曰ふあり、華人は此の如し、倭儒は乃ち産の字住の字を著けて、某處の產某甲と曰ひ、某處の住某

甲曰某處住某甲皆非法也孟子云陳良楚產也特言其人生於楚耳非畧姓名之法也。

凡文字與人示人及書畫爲人者必書姓名或但書名雖貴者於賤者亦然禮也若姓名之上書號亦可也倭人乃有但書號不書姓名者非禮也華人弗爲也。

凡人有名有字名者所自稱字者人所稱也名者父之所命也故自稱之字者人之所與所以表德也故人稱之凡自稱者除天子稱朕稱予一人諸侯稱孤寡不穀外雖尊長於卑幼貴者於賤者師於弟子皆稱名無稱字也呼人者唯父名子若君於臣有名之有不名師於弟子亦然惟古之師

甲と曰ふあり皆非法なり孟子に陳良は楚の産なりと云ふ特に其の人楚に生まるゝことを言ふのみ姓名を署するの法に非ざるなり。

## 二

凡そ文字を人に與へ人に示し及び書畫など人の爲にする者は必ず姓名を書す或は但だ名を書す貴者の賤者に於けると雖へども亦然り禮なり若しくは姓名の上に號を書するも亦可なり倭人は乃ち但だ號を書して姓名を書せざる者あり非禮なり華人は爲さざるなり。

凡そ人名あり字あり名は自ら稱する所字は人の稱する所なり名は父の命する所なり故に自ら之れを稱す字は人の與ふる所徳を表する所以なり故に人之れを稱す凡そ自稱には天子は朕と稱し予一人と稱し諸侯は孤寡不穀と稱するの外は尊長の卑幼に於ける貴者の賤者に於ける師の弟子に於けると雖へども皆名を稱す字を稱すること無きなり人を呼ぶには唯だ父は子に名いふ若し君の臣に於けるは之に名いふあり名いはざるあり師の弟子に於けるも亦然り惟だ古の師は嚴なり其の弟子に名いふ孔子

嚴名其弟子、如孔子之於七十子、可見矣。後世師道不嚴、不敢名弟子、他如尊長於卑幼、貴者於賤者、亦不敢輕名之、必度其高下、寧過於恭、勿失於倨、是謂有禮。夫稱呼者、禮之大節也、敬慢係焉、故君子慎之、倭儒乃忽之、言語書札、往往誤稱呼、常見末學書生作書札、及贈人詩若文、或題所與之名、或自書其字、皆爲失禮、華人弗爲也。

凡揚印章、書札及詩文贈人者、皆當印名、若有二印者、其一必是名、其二則字號、古語或諸般印皆可、但印字號而不印名、是爲不恭、倭儒往往有此過、華人無之、如非與人者、不必然也。

斥非

の七十子に於けるが如き、見るべし、後世師道嚴ならず、敢て弟子に名いはず、他の尊長の卑幼に於ける、貴者の賤者に於けるが如きも、亦敢て輕しく之れに名いはず、必ず其の高下を度りて、寧ろ恭に過ぐるも、倨に失する勿れ、是れを有禮と謂ふ、夫れ稱呼は禮の大節なり、敬慢係れり、故に君子之れを慎む、倭儒乃ち之れを忽にす、言語書札、往々稱呼を誤る、常に末學書生の書札を作り、及び人に詩若くは文を贈るに、或は與ふる所の名を題し、或は自ら其の字を書するを見る、皆失禮たり、華人は爲さざるなり。

凡そ印章を揚するに、書札及び詩文を人に贈るには、皆當に名を印すべし、若し二印ある者は、其の一は必ず是れ名、其の二は則ち字號、古語或は諸般の印、皆可なり、但だ字號のみを印し而して名を印せざるは、是れ不恭たり、倭儒往々に此の過あり、華人には之れ無し、如し人に與ふるに非ざる者は、必ずしも然らざるなり。



華人自唐以前無號、唐人相呼以行次、如王  
 大主二、沉三、沉四、張五之類、詩題亦多稱  
 此、有號者、如白樂天號香山居士、盧同號  
 玉川子、盧廬可數、宋以後、人多以號相呼、  
 如濂溪、伊川、橫渠、紫陽、東萊之類、皆以其  
 所居地名爲號、此皆他人之所號、非當人  
 自號也、又有居室之號、如致堂、南軒、晦菴、  
 止齋、潛室、東窻、草廬、定宇、菊莊之類、此皆  
 其人自號也、自此風行世、而人不復稱行  
 次、歷元明二代、到今猶然、倭儒亦多以居  
 室之號爲號、如闇齋、仁齋、順菴、損軒是也、  
 他或以所居地名爲號、或以祖宗鄉貫爲  
 號、皆無不可也、其地名或偶與中國同者、  
 非其所自命、則亦無可譏也、唯近時人、

華人唐より以前は號無し、唐人相呼ぶに行次を以てす、  
 王大主二、沉三、沉四、張五の類の如し、詩題にも亦多く  
 此れを稱す、號ある者は、白樂天は香山居士と號し、盧  
 全は玉川子と稱するが如き、廬々數ふべし、宋以後、人  
 多く號を以て相呼ぶ、濂溪、伊川、橫渠、紫陽、東萊の類の  
 如き、皆其居る所の地名を以て號と爲す、此れ皆他人  
 の號する所にして、當人の自ら號するに非ざるなり、  
 又、居室の號あり、致堂、南軒、晦菴、止齋、潛室、東窻、草廬、  
 定宇、菊莊の類の如し、此れ皆其の人の自ら號するなり、  
 此の風世に行れてより、而して人復た行次を稱せ  
 ず、元明二代を歴て、今に到るまで猶然り、倭儒も亦多  
 く居室の號を以て號と爲す、闇齋、仁齋、順菴、損軒の如  
 き是れなり、他或は居る所の地名を以て號と爲し、或  
 は祖宗の鄉貫を以て號と爲す、皆不可なること無し、  
 其の地名或は偶々中國と同じき者にして、其の人の自  
 ら命ずる所に非ざれば、則ち亦譏るべき無し、唯だ近  
 時の人、中國の地名にして、此の方の無き所の者を以  
 て號と爲す者あり、是れ何の所謂ぞ、吾未だ解せざる  
 所なり、又、曲藝を業とする者の號の如きは、鄙俚無義、  
 道ふに足らざるのみ。

有以中國地名、此方所無者爲號者、是何所謂、吾所未解也、又如業曲藝者之號、鄙俚無義、不足道已。

此方人大抵皆複姓、雖有單字者、則百中一二耳、至有連三字四字者、乃夷狄之俗也、今之操觚者流、稱人自稱、醜其複姓、不拘上下、摘其一字以爲稱、是學中國而私擬其風俗、則其意固不惡也、然此事於文詞中爲之、猶可、如題姓名而單其複姓、則相亂者甚多、當時尙不可的知其人、況數百年之後乎、如是足以惑人、尤非所以爲實錄而示後人也、夫名與字者、人之所獨也、宜擇佳者、姓氏者、宗族所同也、不可得而改也、雖中國複姓、如百里、端木、石、作新

斥非

此の方の人は、大抵皆複姓なり、單字の者ありと雖へども、則ち百中の一二のみ、三字四字を連ぬる者あるに至りては、乃ち夷狄の俗なり、今の操觚者流、人を稱するにも自ら稱するにも、其の複姓を醜として、上下に拘らず、其の一字を摘して以て稱と爲す、是れ中國を學びて而して私に其の風俗に擬するは、即ち其の意固より惡からず、然れども、此の事、文詞中に於て之れを爲すは猶可なり、如し姓名を題し而して其の複姓を單にすれば、則ち相亂る者甚だ多し、當時すら尙其の人を的知すべからず、況んや數十年の後をや、是の如きは、以て人を惑すに足れり、尤も實錄と爲し而して後人に示す所以に非ざるなり、夫れ名と字とは、人の獨りする所なり、宜しく佳なる者を選ぶべし、姓氏は宗族の同する所なり、得て而して改むべからざるなり、中國の複姓と雖へども、百里、端木、石、作新、

五

垣高堂東方赤草諸葛古野何異於我複姓也漢魏以來有夷人進於中國者猶不敢改其本姓如鮮于斛律斛斯賀蘭賀若宇文耶律之類可見矣今我複姓雖可厭而係乎國俗傳自祖宗則吾末如之何當因其素所稱爲直先儒有山崎闇齋伊藤仁齋二先生皆書複姓其徒亦如之予初未知其是且傲世之操觚者流時單人之複姓近日乃覺其非遂左祖夫二先生云又按人有姓有氏姓者統祖宗之所自出者也氏卽族也族者別子孫之所由分者也天子諸侯言姓不言族其下必有氏族則稱其族古之道也雖我日本人亦皆有氏族既立之族則當稱其族稱族者所以

高堂東方赤草諸葛古野の如き何ぞ我が複姓に異ならん漢魏以來夷人にして中國に進む者あり猶敢て其の本姓を改めず鮮于斛律斛斯賀蘭賀若宇文耶律の類の如き見るべし今我が複姓厭ふべしと雖へども而かも國俗に係り祖宗より傳ふれば則ち吾之れを如何ともすることなし當に其の素と稱する所に因るを直と爲すべし先儒に山崎闇齋伊藤仁齋二先生あり皆複姓を書す其の徒も亦之くの如し予初め未だ其の是なるを知らず且く世の操觚者流に倣ひて時に人の複姓を單にす近日乃ち其の非を覺る遂に夫の二先生に左祖すると云ふ又按するに人に姓あり氏あり姓とは祖宗の自りて出づる所を統ぶる者なり氏とは卽ち族なり族とは子孫の由りて分るゝ所を別つ者なり天子諸侯は姓を言ひて族を言はず其の下は必ず氏族あれば則ち其の族を稱す古の道なり我が日本人と雖へども亦皆氏族あり既に之れが族を立つれば則ち當に其の族を稱すべし族を稱するは其の人を的知する所以なり今人乃ち族を捨てて而して姓を稱する者あり姓の被らしむる所甚廣し且つ常の行ふ所に非ざれば則ち徒に其の人

的、知其人、也。今人乃有舍族而稱姓者、姓之所被甚廣、且非常所行、則非徒難知其、人、將恐有同姓名相犯者、故不可爲也。

凡文字識年月日者、年號之下書幾年、次書干支、次書時、次書月日、如曰淳熙四年丁酉冬十月戊子、或有年號之下、直書干支、不書幾年、如曰淳熙己酉春三月戊申、或有以太歲所次言、如曰龍集甲子、曰歲次、闕逢困敦、或有不書時、如曰淳熙己酉二月甲子、或有以孟仲季紀月、或有書日數及朔望等名、不書干支、如曰孟春幾日、曰某月朔旦、華人書法、大略如此、倭儒乃有年號之下書第幾、或唯書數目、不書年字、或書幾歲幾曆幾天、或以干支、竄數目與

斥非

を知り難きのみならず、將に恐らくは同姓名相犯す者あらんとす、故に爲すべからざるなり、

凡そ文字に年月日を識すは、年號の下幾年と書し次に干支を書し、次に時を書し、次に月日を書す、淳熙四年丁酉冬十月戊子と曰ふが如し、或は年號の下、直ちに干支を書し、幾年と書せざるあり、淳熙己酉春三月戊申と曰ふが如し、或は太歲の次する所を以て言ふあり、龍集甲子と曰ひ、歲次闕逢困敦と曰ふが如し、或は時を書せざるあり、淳熙己酉二月甲子と曰ふが如し、或は孟仲季を以て月を紀するあり、或は日數及び朔望等の名を書して、干支を書せざるあり、孟春幾日と曰ひ、某月朔旦と曰ふが如し、華人の書法、大略此の如し、倭儒乃ち年號の下に、第幾と書し、或は唯だ數目を書して、年の字を書せず、或は幾歲幾曆幾天と書し、或は干支を以て、數目と年の字との中間に竄き、或は干支を分注し、或は十二律を以て月を紀し、或は鳥の字、或は字を以て日の字に換へて、幾鳥幾變と曰ふあり、

七

年字之中間、或分注干支、或以十二律紀月、或以鳥字、漢字換日字、曰幾鳥幾、其皆非法也、華人非爲也。

爾雅曰、載、歲也、夏曰歲、商曰祀、周曰年、唐虞曰載、繼周者沿而不革、歷代皆曰年、唐玄宗天寶三年、改曰載、肅宗乾元元年、復改曰年、後代不復改、我日本亦曰年、開闢以來、至今不改、世儒作文字者、乃以私改之、或曰載、或曰祀、尤非、夫奉正朔者、臣民之道也、何得私變之哉、如此者、特以好奇、而不自知犯國家典章也已、可不慎乎。

後生學作書札、先須學屬辭、略能屬辭、則當學書札禮、書札非一端、各有其式、式者、禮也、屬辭雖工、而書不如式、簡札失其制、則

皆非法なり、華人は爲さざるなり。

爾雅に曰く、載は歲なり、夏に歲と曰ひ、商に祀と曰ひ、周に年と曰ひ、唐虞に載と曰ふ、周に繼ぐ者沿ひて而して革めず、歷代皆年と曰ふ、唐の玄宗の天寶三年に改めて載と曰ふ、肅宗の乾元元年に復た改めて年と曰ふ、後代復た改めず、我が日本も亦年と曰ふ、開闢以來、今に至るまで改めず、世儒文字を作る者、乃ち私を以て之れを改む、或は載と曰ひ、或は祀と曰ふ、尤も非なり、夫れ正朔を奉ずるは、臣民の道なり、何ぞ私に之れを變ずることを得んや、此の如き者は、特に奇を好むを以て、而して自ら國家の典章を犯すことを知らざるのみ、慎まざるべけんや。

後生、書札を作ること學ばんには、先づ須らく辭を屬すること學ぶべし、略ほ能く辭を屬せば、則ち當に書札の禮を學ぶべし、書札は一端に非ず、各其の式あり、式とは禮なり、屬辭工と雖へども、而かも書にして

必有不敬無禮之誚、故禮不可不學也、近見少年輩、纔知屬辭、便作書札、自高其才、不屑講禮、及其與人書札也、惘不知禮、妄意作之、自簡札封筒、至書中措詞稱呼題名、多不如式、其爲不敬無禮也大矣、卽令文辭可觀、識者尙爲之不滿、況文辭亦未佳乎、是其爲書、特一張故紙耳、何足採覽哉、此操觚之士所當知也。

東都有一老先生、贈人詩、署曰某號老人拜書、既自稱某號老人、曷爲拜乎、拜則不宜稱某號老人、對人自稱某號老人、倨矣、京師有一儒、手書古詩十九首於扇、以貽人、署曰某號書贈某人、苟贈人而自稱某號、亦爲不恭、如此類、皆不知禮之過也。

斥非

式の如くならず簡札其の制を失へば則ち必ず不敬無禮の誚り有らん、故に禮は學ばざるべからざるなり、近頃少年輩の纔に辭を屬するを知れば、便ち書札を作るを見るに、自ら其の才を高しとして、禮を講ずるを屑しとせず、其の人に書札を與ふるに及びては、惘として禮を知らず、妄意に之れを作る、簡札封筒より、書中の措詞稱呼題名に至るまで、多く式の如くならず、其の不敬無禮たる大なり、卽令ひ文辭にして觀るべきも、識者尙之れが爲に不滿なり、況んや文辭も亦未だ佳ならざるをや、是れ其の書たる、特に一張の故紙のみ、何ぞ採覽するに足らんや、此れ操觚の士の當に知るべき所なり。

東都に一老先生あり、人に詩を贈る、署して某號老人拜書と曰ふ、既に自ら某號老人と稱す、曷爲ぞ拜するや、拜すれば則ち宜しく某號老人と稱すべからず、人に對して、自ら某號老人と稱するは倨れり、京師に一儒あり、手づから古詩十九首を扇に書し、以て人に貽る、署して某號書して某人に贈ると曰ふ、苟も人に贈りて自ら某號を稱するも、亦不恭たり、此くの如きの類、皆禮を知らざるの過なり。

九

先生者、父兄之稱也。論語先生僂是已。如曲禮或言先生、或言君子、或言長者、先生謂父兄也。君子謂有爵位者也。長者謂他人之長者也。稱他人曰先生者、尊其人而以父兄待之也。不必受業之師也。如仲尼先生程子、子貢先生原憲、孟子先生宋牼、是已。若或其年相若、則兩相先生、如莊周所記孔子之與柳下季相先生、是已。及戰國之時、諸侯封君呼游客處士爲先生者多矣。不可枚舉。至如燕昭王之於郭隗、則以國君而先生其臣。漢高帝之於陳平、則以天子而先生其臣。唐高宗之於田游巖、則以天子而先生處士。凡此皆人主自屈其尊、而以父兄待其下也。尙矣哉。今人乃於

先生とは、父兄の稱なり。論語の先生僂すとは是れのみ。曲禮に、或は先生と言ひ、或は君子と言ひ、或は長者と言ふが如き、先生とは父兄を謂ふなり。君子とは爵位ある者を謂ふなり。長者とは、他人の長者を謂ふなり。他人を稱して先生と曰ふは、其の人を尊び而して父兄を以て之を待つなり。必ずしも業を受くるの師ならざるなり。仲尼の程子を先生とし、子貢の原憲を先生とし、孟子の宋牼を先生とするが如き、是れのみ。若し或は其の年相若ければ、則ち兩つながら相先生とす。莊周の記する所の孔子と柳下季と相先生とするが如き、是れのみ。戰國の時に及びて、諸侯封君が、游客處士を呼びて、先生と爲す者多し。枚舉すべからず。燕の昭王の郭隗に於けるは、則ち國君を以て而して其の臣を先生とす。漢の高帝の陳平に於けるは、則ち天子を以て而して其の臣を先生とす。唐の高宗の田游巖に於けるは、則ち天子を以て而して處士を先生とするが如きに至る。凡そ此れ皆人主自ら其の尊を屈して父兄を以て其の下を待つなり。尙なるかな。今人乃ち長者に於て、先生と言ふこと難る。業を受くるの師に非ざれば、肯て之れを先生とせず。亦古人に異なり。夫れ佛に天

長者難言先生非受業之師弗肯先生之亦異乎古人夫佛有天人師之號故稱僧曰師今日吾人呼僧爲師者寧皆其弟子哉亦尊其人而以天人師待之耳今人乃不恥師浮屠而恥先生長者亦可謂不知類也。

中華詩人賦歲旦者甚鮮益無事弗作也倭儒乃每歲旦必作無事而作所謂無疾呻吟也觀其爲言不鄙猥卽怪僻敗風滅雅可厭可惡莫此爲甚狡黠市人梓之以鈎利寒陋書生託之以銜名雖曰流俗之弊其實諸老先生之罪也好古君子勿微幸甚。

中國三代以上建萬國封諸侯秦漢以降郡

斥非

人師の號あり故に僧を稱して師と曰ふ今日吾人僧を呼びて師と爲すは寧ぞ皆其の弟子ならんや亦其の人を尊びて天人師を以て之れを待つのみ今人乃ち浮屠を師とするを恥ぢずして而して長者を先生とすることを恥づ亦類を知らずと謂ふべきなり。

中華の詩人歲旦を賦する者甚だ鮮し蓋し事無ければ作らざるなり倭儒は乃ち歲旦毎に必ず作る事無くして作るは謂はゆる疾無くして呻吟するなり其の言を爲すを觀るに鄙猥ならざれば卽ち怪僻風を敗り雅を滅す厭ふべく惡むべきこと此れより甚しと爲すは莫し狡黠の市人之れを梓し以て利を鈎す寒陋の書生之れに託して以て名を銜ふ流俗の弊と曰ふと雖其の實は諸老先生の罪なり好古の君子微ふことなくんば幸甚ならん。

中國は三代以上は萬國を建て諸侯を封ず秦漢以降は



縣海内天下之人不復知古者封建之制爲何如也我日本古亦倣漢唐之制郡縣海内輒近擾亂豪傑崛起蠶食兼并變以成國及神祖受命混一海内因立諸豪傑歸降者爲侯又封子弟功臣令守藩籬於是始有諸侯大似三代封建之制唯其制不問地之廣狹所食米萬石以上乃稱侯爲異耳雖無復五等三等之目而國有大小爵有尊卑通謂之侯猶漢言列侯然故萬石以上之君皆當稱侯世儒乃以官人視之及作書札文字以牧守刺史稱之此見古而不知今也往時僧玄光遊水戶侯園池作詩題稱水戶侯是爲得稱呼之正儒者乃不然何哉亦不善學之過也。

海内を郡縣にす天下の人復た古封建の制の何如た古るを知らざるなり我が日本も亦漢唐の制に倣ひ海内を郡縣にす輒近擾亂豪傑崛起し蠶食兼并し變く以て國を成す神祖命を受けて海内を混一するに及びて因りて諸豪傑の歸降せし者を立てて侯と爲す又子弟功臣を封じて藩籬を守らしむ是に於て始めて諸侯あり大に三代封建の制に似たり唯だ其の制地の廣狹を問はず食む所の米萬石以上は乃ち侯と稱するを異と爲すのみ復五等三等の目無しと雖へども而かも國に大小あり爵に尊卑あり通じて之れを侯と謂ふ猶漢に列侯と言ふがごとく然り故に萬石以上の君は皆當に侯と稱すべし世儒乃ち官人を以て之れを見る書札文字を作るに及びて牧守刺史を以て之れを稱す此れ古を見て今を知らざるなり往時僧玄光水戶侯の園池に遊びて詩を作る題に水戶侯と稱す是れ稱呼の正を得たりと爲す儒者は乃ち然らざるは何ぞや亦善く學ばざるの過なり。

凡贈答詩書題引、或在詩前、或在詩後、皆可、必低一兩字爲定式、如題中有所贈官號、姓字、必提之、或高於詩、或與詩平頭、雖詩中亦然、非唯官號、姓字爲然、凡指所贈之詞、皆提之、禮也、世儒乃有徒知低書題引、而不知提所贈官號、姓字、雖提而低於己詩者、亦不達禮之過也。

凡贈答詩、所贈所答之人有官、則題引稱官、無官、則稱字、若號、字號俱無、則但稱姓、如曰某公某子、某先生、某處士、某居士之類、居士處士、雖非尊稱、而不仕者之通稱也、故或稱之、學者須闕中華古人集、取其可行于今者而用之、若夫古人題中、有所贈所答人名者、蓋非當時對其人稱之書之

斥非

凡贈答の詩に題引を書する、或は詩の前に在り、或は詩の後に在り、皆可なり、必ず一兩字を低くするを定式と爲す、如し題中に所贈の官號、姓字あれば、必ず之れを提す、或は詩より高くし、或は詩と平頭にす、詩中と雖へども亦然り、唯だ官號、姓字のみ然りとするに非ず、凡そ所贈を指すの詞は、皆之れを提す、禮なり、世儒乃ち徒に題引を低書することを知り、而して所贈の官號、姓字を提することを知らず、提すと雖へども、而かも己が詩より低くする者あり、亦禮に達せざるの過なり。

凡そ贈答の詩は、所贈所答の人に官有れば、則ち題引に官を稱す、官無ければ、則ち字若くは號を稱す、字號俱に無ければ、則ち但だ姓を稱す、某公某子、某先生、某處士、某居士と曰ふの類の如し、居士處士は、尊稱に非ずと雖も、而かも仕へざる者の通稱なり、故に或は之れを稱す、學者須らく中華の古人の集を闕して、其の今に行ふべき者を取り、而して之れを用ふべし、若し夫れ古人の題中に、所贈所答の人の名ある者は、蓋當時其の人に對して、之れを稱し、之れを書するに非ざるなり、輯録の日に及びて、之れを追書するのみ、世儒に詞

一三

也、及輯錄之日、追書之耳、世儒有詞宗詞伯之稱、雖朝鮮人所行、然於中華罕見、余亦非肯用之。

和韻非古、盛唐所無也、嚴儀卿曰、和韻最害人詩、古人酬唱不次韻、此風始盛於元白皮陸、本朝諸賢、乃以此闕工、遂至往復有八九和者、所謂本朝者、謂宋也、和韻雖起於唐、而盛於宋、後世承襲其弊、莫敢改之、倭儒亦然、大雅君子、苟欲學盛唐者、何不先除此弊、然和韻猶可、世儒乃有與和歌者流、酬唱、取和歌尾字、以爲詩韻者、夫和歌者、倭語也、詩者、中國之語也、如之何相通、可謂違理也、好古君子、所宜戒也。

聯句自唐人爲之、本有體裁、實詩之屬也、雖

宗詞伯の稱有り、朝鮮人の行ふ所と雖へども、然れども、中華に於て見ること罕なり、余亦肯て之れを用ひず。

和韻は古に非ず、盛唐の無き所なり、嚴儀卿曰く、和韻最も人の詩を害す、古人の酬唱、韻を次がず、此の風始めて元白皮陸より盛なり、本朝の諸賢、乃ち此れを以て工を闕はしめ、遂に往復八九和する者有るに至ると、謂ゆる本朝とは宋を謂ふなり、和韻は唐に起ると雖へども、而かも宋に盛なり、後世其の弊を承襲して、敢て之れを改むること莫し、倭儒も亦然り、大雅の君子、苟も盛唐を學ばんと欲する者、何ぞ先づ此の弊を除かざる然れども、和韻は猶可なり、世儒乃ち和歌者流と酬唱し、和歌の尾字を取り、以て詩韻と爲す者あり、夫れ和歌は倭語なり、詩は中國の語なり、之れを如何ぞ相通せん、理に違ふと謂ふべきなり、好古の君子、宜しく戒むべき所なり。

聯句は唐人より之れを爲せり、本と體裁あり、實は詩の

今人倣古人爲之、不失其體、何不可之有、  
 惟倣儒所爲聯句者、別有一法、大非古製、  
 且其爲辭、鄙俚猥瑣、去詩遠甚、又有一種  
 漢倣聯句、以和歌句間雜詩句、殊方異言、  
 聯綴成篇、動五十韻、至一百韻、乖戾不倫、  
 令人厭惡、聯句至此、可謂風雅掃地、世所  
 謂老先生者、乃好之不釋、悲夫、告好古君  
 子、勿倣幸甚。

凡作壽詩、中國人直以賀某人幾十爲題、更  
 不著題、倣儒則別置題、其法先詠龜鶴松  
 竹等物、而因之以祝其人壽也、壽家子孫  
 乞人詩者、必以是爲請、誤矣、蓋壽人者、必  
 有獻遺焉、若獻以畫圖及諸寶玩者、就詠  
 其畫圖寶玩以爲祝、是中世已降俗體也、

斥非

屬なり、今人と雖も古人に倣ひて之れを爲り、其の體  
 を失はざれば、何の不可か之れ有らん、惟だ倣儒の爲  
 る所の聯句なる者は、別に二法あり、大に古製に非ず、  
 且つ其の辭たる、鄙俚猥瑣、詩を去ること遠き甚し、又  
 一種の漢倣聯句あり、和歌の句を以て詩句に間雜す、殊  
 方異言、聯綴して篇を成す、動もすれば五十韻より、一  
 百韻に至る、乖戾不倫、人をして厭惡せしむ、聯句此に  
 至りて、風雅地を掃ふと謂ふべし、世の謂ゆる老先生  
 なる者、乃ち之れを好みて釋かず、悲しいかな、好古の  
 君子に告ぐ、倣ふことなくば幸甚ならん。

凡そ壽詩を作る、中國の人は、直ちに某人の幾十を賀す  
 るを以て題と爲し、更に題を著けず、倣儒は則ち別に  
 題を置く、其の法、先づ龜鶴松竹等の物を詠じ、而して  
 之れに因りて以て其の人の壽を祝するなり、壽家の子  
 孫にして人の詩を乞ふ者、必ず是れを以て請ふことを  
 爲すは誤れり、蓋し人を壽するには、必ず獻遺あり、若  
 し獻するに、畫圖及び諸の寶玩を以てする者は、就き  
 て其の畫圖寶玩を詠じ以て祝と爲す、是れ中世已降の

一五

無所獻遺、而假物以爲題、無謂也。此特和歌者流所爲耳。雖和歌者流、在昔人未之聞、而輒近乃有之。世儒傲之、而不知其非、可謂妄矣。曩者館林侯弘毅公六十初度、以竹約歲寒爲題、以徵詩。余對曰、壽詩別假物以爲題、臣未之聞也。請去題而應教、遂作七言律詩一首以獻。題曰、奉賀館林侯弘毅越公六十初度。他日見公、公曰、我慶誕之日、得詩三百餘篇、去題者唯子一人。對曰、然、因爲公言、公稱善、併書于此。

世有瀟湘八景詩、不知何人所作。意者在宋元之際、其詩極無佳處、倭人慕之、賦琵琶湖八景、景皆與瀟湘同、特偶然耳。詩乃釋氏所作、尤不足觀。自是之後、人多倣之、

俗禮なり、獻遺する所無く而して物を假り以て題と爲すは、謂はれ無きなり。此れ特に和歌者流の爲す所のみ、和歌者流と雖へども、昔人に在りては未だ之れを聞かず、而して輒近に乃ち之れ有り、世儒之れに倣ひ而して其の非を知らず、妄と謂ふべし。曩者に館林侯弘毅公の六十の初度に竹約歲寒を約するを以て題と爲し、以て詩を徵す、余對へて曰く、壽詩別に物を假り以て題と爲すは、臣未だ之れを聞かざるなり、請ふ題を去り而して教へに應ぜん、と、遂に七言律詩一首を作り以て獻す、題して曰く、館林侯弘毅越公六十の初度を奉賀すと、他日公に見ゆ、公曰く、我が慶誕の日、詩三百餘篇を得たり、題を去る者は唯だ子一人なりと對へて曰く、然り、因りて公の爲に言ふ、公善しと稱す、併せて此に書す。

世に瀟湘八景の詩あり、何人の作る所なるを知らず、意ふに宋元の際に在らん、其の詩極めて佳處無し、倭人之れを慕ひて、琵琶湖の八景を賦す、景皆瀟湘と同じ、特に偶然のみ、詩は乃ち釋氏の作る所、尤も觀るに足らず、是れよりの後、人多く之れに倣ふ所、在らば數景を

在輒賦數景、或博請於遠近詞人、令賦詩、爲文、好名之士、往往應求爲之、景故不勝、詩焉得佳、縱有海內無雙之勝、己未嘗一寓目於其間、則焉所措詞哉、是其所稱、徒虛語耳、何風致之足論哉、大抵詠勝景者、大如唐人岳陽洞庭諸什、小如摩詰輞川別業二十絕、皆其人身在其地、看弄其景、久之、境與心會、然後形乎言、斯成詩、是以如彼其妙、今則不然、足未嘗履其地、目未嘗睹其勝、而徒構虛詞、以應求塞責、欲以鉤名譽、噫、亦鄙哉、若夫言其所未見、如孫興公賦天台、則考諸地記、徵諸地圖、然後乃敢立言、其亦異乎今人之所爲矣夫。

世俗好名者、每有吉凶之事、輒求人詩文

斥非

賦す、或は博く遠近の詞人に請ひて、詩を賦し文を爲らしむ名を好むの士、往々求めに應じて之れを爲る、景故と勝れず、詩焉ぞ佳なることを得ん、縱ひ海内無雙の勝ありとも、己未だ嘗て一たびも目を其の間に寓せざれば、則ち焉ぞ詞を措く所あらんや、是れ其の稱する所は、徒に虛語のみ、何の風致か之れ論ずるに足らん、大抵勝景を詠する者、大なるは、唐人の岳陽洞庭諸什の如く、小なるは、摩詰の輞川別業二十絶の如き、皆其の人身其の地に在りて、其の景を看弄し之れを久くして、境と心と會し、然後に言に形れて、斯に詩を成す、是を以て、彼が如く其れ妙なり、今は則ち然らず、足未だ嘗て其の地を履まず、目未だ嘗て其の勝を睹ず、而して徒に虛詞を構へ、以て求めに應じ責めを塞ぎ、以て名譽を釣せんと欲す、噫、亦鄙しいかな、若し夫れ其の未だ見ざる所を言ふこと、孫興公の天台を賦するが如きは、則ち諸れを地記に考へ、諸れを地圖に徵し、然る後乃ち敢て言を立つ、其れ亦今人の爲す所に異なるかな。

世俗名を好む者、吉凶の事ある毎に輒ち人の詩文を求

一七

以慶弔之母論知與不知見能者而求焉、  
 因人以求人、動至二三轉、末學之士、往往  
 應求、余甚惡之、蓋人有嘉事而喜之、有凶  
 事而憫之、皆由與其人若其子孫有情故  
 也、未嘗識其人及其子孫、則是路人耳、路  
 人我何與其喜戚乎、無與而喜戚之、非詐  
 則諂也、有識君子、豈爲之哉、余常以此拒  
 人之請、雖不悅於人、要不自欺耳。

倭儒說經、先注而後經、余以爲過矣、經之有  
 傳注爲解其義也、本文得注而明、本文既  
 明、則注徒筌蹄耳、故說者但會注意以明  
 經文而足矣、何須更說注文乎、今先說注  
 文、一二詳之、則由注文別生支節、煩雜冗  
 長、未足明本經、而先令聽者惑、外本內末、

め以て之れを慶弔す、知ると知らざるとを論ずるな  
 し能くする者を求め而して求む人に因りて以て人  
 に求む動もすれば、二三轉に至る、末學の士、往々求め  
 に應ず、余甚だ之を惡む、蓋し人、嘉事あれば之れを喜  
 び凶事あれば之れを憫むは、皆其の人若くは其の子  
 孫と情有るに由るが故なり、未だ嘗て其の人及び其の  
 子孫を識らざれば、則ち是れ路人のみ、路人我何ぞ其  
 の喜戚に與らんや、與ること無くして之れを喜戚す  
 るは、詐にあらざれば、則ち諂なり、有識の君子、豈に之  
 れを爲さんや、余常に此れを以て人の請を拒む、人に  
 悦ばれずと雖へども、要するに、自ら欺かざるのみ。

倭儒經を説くに、注を先きにし而して經を後にす、余以  
 て過てりと爲す、經の傳注あるは、其の義を解せんが  
 爲なり、本文、注を得て而して明かなり、本文既に明か  
 なれば、則ち注は徒に筌蹄のみ、故に說者、但だ注意を  
 會し以て經文を明にして足れり、何ぞ更に注文を説く  
 ことを須ひんや、今先づ注文を説きて、一二之れを詳  
 にすれば、則ち注文に由り別に支節を生じ、煩雜冗長、  
 未だ本經を明にするに足らず、而して先づ聽く者をし  
 て惑はしむ、本を外にし末を内にし、學者の書を貽す、

貽學者害、豈不謬哉。

凡爲王公大人說經、與爲書生不同、爲書生者、務在明章句、詳訓故、辨疑惑、爲王公大人者、務在達大旨、明大義、使其優游乎仁義禮讓之塗、蓋大人之學、與書生不同、其所宜聞者、自孝弟忠信仁義禮讓之外、君人之道而已、章句訓故、非其所急也、故爲大人說者、須舉本經中詞義明白、有益於其人者一二條、而委曲解說、或譬喻、或旁引聖賢格言、以通其義、或援古今事蹟、以實其言、令聽者心悅而忘倦、斯之謂善說經、今儒師乃以其所爲書生、而施諸王公大人、徒令人睡而不聽、又安能令其進於學哉。

斥非

豈に謬らざらんや。

凡そ王公大人の爲に經を説くには、書生の爲にすると同じからず、書生の爲にするには、務めて章句を明にし、訓故を詳にし、疑惑を辨するに在り、王公大人の爲にするは、務めて大旨に達し、大義を明にし、其れをして、仁義禮讓の塗に優游せしむるに在り、蓋し大人の學は、書生と同じからず、其の宜しく聞くべき所の者は、孝弟忠信仁義禮讓よりの外、人に君たるの道のみ、章句訓故は、其の急にする所に非ざるなり、故に大人の爲に説く者は、須らく本經中の詞義明白にして、其の人に益ある者一二條を擧げて委曲解説し、或は譬喻し、或は聖賢の格言を旁引し、以て其の義を通じ、或は古今の事蹟を披き、以て其の言を實にし、聽く者をして心に悦び、而して倦むことを忘れしむべし、斯れを之れ善く經を説くと謂ふ、今の儒師は、乃ち其の書生の爲にする所を以て、而して諸れを王公大人に施す、徒に人をして睡りて、而して聽かざらしむ、又安ぞ能く其れをして學に進ましめんや。



昔之所謂講者、論議也、我日本亦然、今之所謂講者、說也、自趙宋以還、乃爾、佛家有講法、有說法、自爲二途、是猶不失古名、

先王建學、天子曰、太學、諸侯曰、國學、下至鄉黨州閭、無不有學、春秋祭先聖先師、及有勳勞於國、有功德於民、而宜祀者焉、後世雖郡縣之制、而建學修祀、仍率舊典、人家無祭先聖先師、侯儒乃有祭孔子於私家者、可謂瀆祀也、又有爲朱氏學者、祭仲晦於家、所謂非其鬼而祭之、謂之淫祀、不智之甚也、是何異於世俗奉佛教者、安彌陀觀音等佛像、及其道祖師之像於家、而且暮供養哉、彼自有其道、有爲而然、儒者豈宜倣之乎、古稱神不歆非類、民不祭非族、

昔の謂はゆる講とは、論議なり、我が日本も亦然り、今の謂はゆる講とは、説なり、趙宋より以還乃ち爾、佛家に講法あり、説法あり、自ら二途たり、是れ猶古名を失はず。

先王の學を建つる、天子に太學と曰ひ、諸侯に國學と曰ひ、下、郷黨州閭に至るまで、學有らざるは無し、春秋には、先聖先師、及び國に勳勞有り、民に功德有りて、而して宜しく祀るべき者を祭る、後世、郡縣の制と雖へども、而かも學を建て祀を修するは、仍ほ舊典に率ふ人家にて、先聖先師を祭ること無し、侯儒乃ち孔子を私家に祭る者あり、瀆祀と謂ふべし、又、朱氏の學を爲むる者、仲晦を家に祭るあり、謂はゆる其の鬼に非ずして而して之れを祭る、之れを淫祀と謂ふ、不智の甚しきなり、是れ何ぞ世俗の佛教を奉ずる者、彌陀觀音等の佛像、及び其の道の祖師の像を家に安し、而して且暮に供養するに異ならんや、彼は自ら其の道あり、爲にすることありて、而して然り、儒者豈に宜しく之れに倣ふべけんや、古稱す、神は非類に類けず、民は非族を祭らずと、先王の祭法、具に祀典に在り、知らざるべからざるなり。

先王祭法、具在祀典、不可不知也。

自生民以來、有君子焉、有小人焉、君子者、所以治小人也、小人者、所以食君子也、是故君子有君子之道、小人有小人之道、君子小人、各盡其道、而天下治、君子而行、小人之道、固不可、若小人而行、君子之道、亦失其所以爲小人也、其不可以爲國也均矣、故孔子曰、民可使由之、不可使知之、先王之於民、如斯而已矣、故教民者、惟喻之孝弟、忠信、勤儉、畏法耳、爲之說經、非其所宜也、世儒乃有欲使天下之人咸知君子之道者、構說經之堂於街衢、而日說經、令行路之人、留而聽之、此徒知教民、而不知民亦各有其道也、先王導民、豈有夫人而說

斥非

生民より以來、君子あり小人あり、君子は、小人を治むる所以なり、小人は、君子を食ふ所以なり、是の故に、君子に君子の道あり、小人に小人の道あり、君子小人、各其の道を盡し、而して天下治る、君子にして而して小人の道を行ふは、固より不可、小人にして而して君子の道を行ふも、亦其の小人たる所以を失ふなり、其の以て國を爲む可からざるや均し、故に孔子曰く、民は之れに由らしむべし、之れを知らしむべからずと、先王之民に於ける、斯の如きのみ、故に民を教ふる者は、惟だ之れに孝弟、忠信、勤儉にして法を畏るゝことを喻すのみ、之れが爲に經を説くは、其の宜しき所に非ざるなり、世儒乃ち天下の人をして、咸な君子の道を知らしめんと欲するあり、經を説くの堂を街衢に構へ、而して日に經を説き、行路の人をして、留りて而して之を聽かしむ、此れ徒に民を教ふることを知り、而して民も亦各其の道あることを知らざるなり、先王之民を導く、豈に夫人にして而して之れに説くに君子の道を以てすることあらんや、況んや小人にして

之以君子之道乎。況小人而好君子之道者、不犯上作亂、必失身破家、何則。君子之道者、爲人上之道、而小人之道者、爲人下之道也。且古者有圭璧金璋、命服命車、宗廟之器、皆不鬻於市、以尊物非民所宜有故也。先王之制也。今說經於衢路、豈不亦鬻尊物於市之類乎。

漢儒之學、皆專門也。是故、五經皆有其傳、傳云者、先師所傳也。觀儒林傳所載、可見矣。東漢以降、專門廢、然後諸儒自爲說、於是古傳遂亡。且如易之一經、辭義多不詳、及筮法占法、多不可考、餘經從可知矣。倭儒乃有授易於人者、自稱得其傳、問之、未詳其所自來、觀其所傳、特撰著一法、若納甲

而して君子の道を好む者は、上を犯し亂を作さざれば、必ず身を失ひ家を破るなり、何となれば、即ち君子の道は、人の上たるの道にして、而して小人の道は、人の下たるの道なればなり、且つ古者、圭璧金璋、命服命車、宗廟の器、市に鬻がざるあり、尊物は民の宜しく有すべき所に非ざるが故を以てなり、先王之制なり、今經を衢路に説くは、豈に尊物を市に鬻ぐの類にあらずや。

漢儒の學は皆專門なり、是の故に、五經、皆其の傳あり、傳といふは、先師の傳ふる所なり、儒林傳に載する所を觀て、見るべし、東漢以降、專門廢す、然る後諸儒自ら説を爲す、是に於て古傳遂に亡ぶ、且つ易の一經の如き、辭義多く詳ならず、筮法占法に及びては、多く考ふべからず、餘經從ひて知るべし、倭儒乃ち易を人に授くる者あり、自ら其の傳を得たりと稱す、之れを問へば、未だ其の自りて來る所を辭にせず、其の傳ふる所を觀れば、特に撰著の一法、若くは納甲等の法のみ、夫の撰著の法は、朱氏の書焉を詳かにせり、納甲は京房の傳

等法耳、夫撰著法、朱氏書詳焉、納甲者、京房所傳、而其法詳於後世、卜筮之書、取其書而讀之、則可以知其法也、今者鄙儒不能讀書、此等小事、亦必一一受之於師、遂秘之、不輕以傳人、因亦用是欺後生、以求重稱、夫子所謂小人儒、其若人之徒歟。

近時韻鏡之書、盛行于世、則有反切人名之事、其法、於人之二名者、以上字爲切母、下字爲韻、從韻鏡歸成一字、因視其字美惡、美則已、惡則改其名、以爲所歸之美惡、而終身之吉凶禍福係焉、此事不知起於何時、始於何人、每論中國、雖我大東、自古迨吾國初、實所未有也、蓋自寬永間以來也、在今日、則自王公以下、至庶人、未有不反

る所、而して其の法、後世卜筮の書に詳かなり、其の書を取りて而して之れを讀めば、則ち以て眞の法を知るべし、今は鄙儒書を讀むこと能はず、此れ等の小事だも、亦必ず一々之れを師に受け、遂に之れを秘して、輕しく以て人に傳へず、因りて亦是れを用ひて後生を欺き、以て重稱を求む、夫子の謂はゆる小人儒とは、其れ若のき人の徒か。

近時韻鏡の書盛に世に行はる、則ち人名を反切するの事あり、其の法、人の二名なる者に於て、上の字を以て切母と爲し、下の字を韻と爲し、韻鏡に従ひて歸して一字を成す、因りて其の字の美惡を視る、美なれば則ち已む、惡なれば則ち其の名を改む、以爲へらく、歸する所の美惡にして、而して修身の吉凶禍福係れりと、此の事何れの時に起り、何れの人に始まるを知らず、中國を論するなく、我が大東と雖へども、古より吾が國初に迄るまで、實に未だ有らざるところなり、蓋し寬永の間より以來なり、今日に在りては、則ち王公より以下、庶人に至るまで、未だ其の名を反切せざるも

切其名者也、己不學其事、則必仰人、於是問諸能者、精繡從之、諸知反音者、因言其吉凶、猶卜師也、故儒者若浮屠中、有業此以致富者焉、夫中國人多一名、固無以反切、此方人必二名、雖有一名者、則千萬人中一人耳、故可以反切、好事者因制之法、以欺愚俗也、此事若巫祝陰陽之徒爲之、則固其所也、不足責也、苟爲儒而讀聖人之書、聞中夏之道者、豈宜不知其非哉、如不知其非、是至愚也、知其非而爲之、是誑人也、至愚可羞也、誑人可惡也、有一於此、不可以爲儒矣、噫、世之反切人名者、亦何知韻鏡之所以爲韻鏡乎。

唐詩法、五言第二字、第四字、異平仄、七言第

のあらざるなり、己其の事を學ばざれば、則ち必ず人に仰ぐ、是に於て、諸れを能者に問ひ、精繡之れに従ふ、諸反音を知る者、因りて其の吉凶を言ふ、猶ほ卜師のごときなり、故に儒者若くは浮屠の中、此れを業とし、以て富を致す者あり、夫れ中國の人は多くは一名、固より以て反切することなし、此の方の人は、必ず二名、一名の者ありと雖へども、則ち千萬人中の一人のみ、故に以て反切すべし、事を好む者、因りて之れが法を制し、以て愚俗を欺くなり、此の事若し、巫祝陰陽の徒之れを爲さは、則ち固より其の所なり、責むるに足らざるなり、苟も儒となりて而して聖人の書を読み、中夏の道を聞く者にして、豈に宜く其の非を知らざるべけんや、如し其の非を知らざれば、是れ至愚なり、其の非を知りて而して之れを爲さば、是れ人を誑すなり、至愚は羞づべきなり、人を誑すは惡むべきなり、此に一あれば、以て儒と爲すべからざるなり、噫、世の人名を反切する者、亦何ぞ韻鏡の韻鏡たる所以を知らんや

唐詩の法、五言第二字、第四字、平仄を異にし、七言第二

二字、第四字、異平仄、第二字、第六字、同平仄、此不易之法也、後之作詩者、莫不遵守此法、唯五言平起有韻句第一字、與七言仄起有韻句第三字、必須平聲、五言、如金尊對綺筵、晴光轉綠蘋、七言、如萬古千秋對洛城、不似湘江水北流、金晴千湘字、皆平聲、此亦唐律一定之法、詩人所慎守也、倭人不知、往往用仄聲字、在是位、五言、如晚霞落赤城、鳥啼竹樹間、七言、如萬戶擣衣欲暮秋、傾倒百壺夜未央、句非不佳、晚鳥擣百字皆仄、是爲聲病、余嘗檢唐以後諸家詩、五言句犯所云法者、未之見也、若其第一字仄聲、則第三字必平聲者、時有之矣、如到來生隱心主人孤島中、是也、然

斥非

字第四字、平仄を異にし、第二字第六字、平仄を同じくす、此れ不易の法なり、後の詩を作る者、此の法を遵守せざること莫し、唯だ五言平起有韻の句の第一字と、七言仄起有韻の句の第三字とは、必ず須らく平聲なるべし、五言は、金尊綺筵に對す「晴光綠蘋に轉す」の如き、七言は、萬古千秋洛城に對す「湘江水の北流するに似ず」の如き、金晴千湘の字皆平聲、此れ亦唐律一定の法、詩人の慎み守る所なり、倭人知らず、往々仄聲の字を用ゐて是の位に在り、五言は、晚霞落赤城に落つ「鳥は啼く竹樹の間」の如き、七言は、萬戸の擣衣暮秋ならんと欲す「百壺を傾倒して夜未央ならず」の如き、句は佳ならざるに非ざれども、晚霞擣百の字皆仄なれば、是れ聲病たり、余嘗て唐以後の諸家の詩を檢するに、五言の句は、云ふ所の法を犯す者、未だ之れを見ざるなり、若し其の第一字仄聲なれば、則第三字必ず平聲なる者は、時に之れあり、到來隱心を生ず「主人孤島の中」の如き、是れなり、然れども、亦數十百首の中、僅に一二句有るのみ、明人王元美の李于鮮を哭する排律、一百二十韻、凡そ二百四十句、内に平起有韻の句六十にして、而して一句も云ふ所の法を犯す者無し、亦以て

二五

亦數十百首中、僅有一二句耳、明人王元美、季子鱗排律、一百二十韻、凡二百四十句、內平起有韻句六十、而無一句犯所云法者、亦可以證余說也、七言句犯所云法者、在唐人、則自崔惠童一月主人笑幾回之外、未之有觀也、在明人、則如李滄溟黃鳥一聲酒一杯是已、此亦數百千首中、僅一二句耳、他若第三字仄聲、則第五字必平聲者、亦時有之矣、如笑問客從何處來、明日忽爲千里人、昨日少年今白頭、亦百中一二耳、如張九齡欣君震遠戎句、當下喜字而下、欣字、韓翃玉輦將迎入漢宮句、當云送迎而云將迎、爲喜送二字仄聲、故皆以平聲字換之也、此亦可以見詩人慎

二六

余が説を證すべきなり、七言の句にして云ふ所の法を犯す者は、唐人に在りては、則ち崔惠童の「一月主人笑ふ幾回ぞより外、未だ之れを觀ることあらざるなり、明人に在りては、則ち李滄溟の「黃鳥一聲酒一杯」の如き、是れのみ、此れ亦數百千首中の、僅に一二句のみ、他若し第三字仄聲なれば、則ち第五字必ず平聲なる者は、亦時に之れ有り、笑つて問ふ客は何の處従り來るか」と「明日忽ち千里の人と爲る」「昨日は少年今は白頭の如き、亦百中の一二のみ、張九齡の「欣ぶ君が遠戎を震ふこと」を「の句は、當に喜の字を下すべきに、而かも欣の字を下し、韓翃の「玉輦將迎して漢宮に入る」の句は、當に送迎と云ふべきに、而かも將迎と云ふが如き、喜送の二字仄聲なるが爲めの故に、皆平聲の字を以て之れに換ふるなり、此れ亦以て詩人の聲病を慎むを見るべきなり、此の方の詩人、多く此の法を知らず、大體先生すら尙之れを犯す、況んや初學をや。

病也、此方詩人多不知此法、大儒先生尙犯之、況初學乎。

句末連下三仄聲三平聲字、倭人嚴禁之、唐詩似不必然、無韻句末連下三仄聲字者、往往有之、五言對聯句、如雲霞出海曙、征蓬出漢塞、晴開萬井樹、星臨萬戶動、親朋盡一哭、潮平兩岸闊、秋聲萬戶竹、還家萬里夢、山光悅鳥性、城池百戰後、明光共待漏、猶悲墮淚碣、胡兵戰欲盡、還從避馬路、河津會日月、聲華大國寶、聞風六郡勇、浮舟出郡郭、窮愁但有骨、清吟可愈疾、殘虹挂陝北、其起結句、如東臯薄暮望、羅衣一此裳、須令外國使、當令外國懼、誰憐不得意、別離已昨日、楚山不可極、天花落不盡、

斥非

句末に三仄聲三平聲の字を連下するは、倭人嚴に之れを禁ず、唐詩は必ずしも然らざるに似たり、無韻の句末に三仄聲の字を連下する者は、往々之れ有り、五言對聯の句に、雲霞海を出で、曙く、征蓬漢塞を出づ、晴れ開く萬井の樹、星は萬戶に臨んで動く、親朋一哭を盡す、潮平にして兩岸闊し、秋聲萬戶の竹、家に還る萬里の夢、山光鳥性を悦ばしむ、城池百戰の後、明光共に漏を待つ、猶ほ墮淚の碣を悲む、胡兵戰うて盡きんと欲す、還つて馬を避くるの路に従ふ、河津日月を會す、聲華大國の寶、風を聞いて六郡勇む、浮舟郡郭を出づ、窮愁但だ骨有り、清吟疾を愈す可し、殘虹陝北に挂るの如き、其の起結の句に、東臯薄暮に望む、羅衣一たび此に裳る、須らく外國に使せしむべし、常に外國をして懼れしむべし、誰か憐む意を得ざるを、別離已に昨日、楚山極む可からず、天花落ちて盡きず、城南虜已に合す、黃髮古寺に入る、離亭望む可からず、還つて應に漢の恥を雪ぐべし、誰か知らん萬里の

二七



城南虜已合、清晨入古寺、離亭不可望、還  
 應雪、漢恥誰知萬里客、漢皇未息戰、明時  
 獨匪報、從來謝太傅、亭高出鳥外、七言對  
 句、如草色全經細雨濕、秦女蜂頭雪未盡、  
 結句、如誰爲含愁、獨不見、朝罷須裁五色  
 詔、聞道神仙不可接、一去姑蘇不復返、復  
 恐匆匆說不盡、此皆在唐詩所稱絕佳者  
 也、他詩猶多、句末連下三仄聲字者、不暇  
 枚舉、至於有韻句末連下三平聲字者、則  
 唐詩中固不多見、五言、如豁達胡天開、邊  
 月思胡笳、七言、如花枝欲動春風寒、遠公  
 遶跡廡山岑、新林二月孤舟還、斷腸猶繫  
 琵琶絃、可指數耳、蓋是唐人亦出於不得  
 已、非謂無妨、肆然爲之也、若地名人名之

客「漢皇未だ戰を息めず」「明時獨報ゆるに匪ず」「從來  
 謝太傅」「亭高うして鳥外に出づ」の如き、七言對句に、草  
 色全く細雨を経て濕ふ、「秦女蜂頭雪未だ盡きず」の如  
 き、結句に「誰か爲に愁を含む獨不見」「朝罷んで須らく  
 五色の詔を裁すべし」「聞道く神仙接す可からずと」「一  
 たび姑蘇に去つて復返らず」「復恐る匆々として説き  
 盡さざらんことを」の如き、此れ皆唐詩に在りて絶佳  
 と稱する所の者なり、他の詩にも、猶句末に三仄聲の  
 字を連下する者多し、枚舉するに暇あらず、有韻の句  
 末に三平聲の字を連下する者に至りては、則ち唐詩の  
 中、固より多く見ず、五言に「豁達として胡天開く」「邊  
 月胡笳を思ふ」の如き、七言に「花枝動かんと欲して  
 春風寒し」「遠公跡を遶る廡山の岑」「新林二月孤舟還  
 る」「斷腸猶繫く琵琶の絃の如き、指數すべきのみ、蓋し  
 是れ唐人も亦已むを得ざるに出づ、妨げ無しと謂ひ  
 て、肆然として之れを爲すに非ざるなり、若し地名人  
 名の等、連屬一定して易ふべからざる者は、因りて之  
 れを用ふるも、何の不可なることか、之れ有らん、管見  
 の徒、必ず聲律に拘り、換ふるに他字を以てするは、則  
 ち陋たること甚し、或は曰く、琵琶の字、詩中に在りて、讀

等、連屬一定不可易者因用之、何不可之有、管見之徒、必拘聲律、換以他字、則爲陋甚矣、或曰、琵琶字在詩中、有讀爲入聲者、也、拗體非唐詩之正也、唯五言絕句、不嫌拗體、以貴高古、故不必聲律諧和也、五七言律及七言絕句、尤要聲調、唐人間作拗體者、亦遇佳境、時爲之耳、是故、拗體必得絕唱而後足、采覽若夫失黏者、特謂前後句不交加黏著而已、一句之內、平仄自調、不如拗體全不調聲律、故唐人亦不甚病之、嘗取唐人律絕數百首、點檢之、其在大曆以前、諸名家之作、號稱絕唱者、頗多、失黏略舉數篇、五言律、陳子昂晚次樂鄉縣三四句、送別崔著作三四句、王維使至塞上三

斥非

みて入聲と爲す者ありと

拗體は、唐詩の正に非ざるなり、唯だ五言絶句は、拗體を嫌はず、高古を貴ぶを以ての故に、聲律諧和を必とせざるなり、五七言律、及び七言絶句は、尤も聲調を要す、唐人間、拗體を作る者も、亦佳境に遇ひて時に之れを爲るのみ、是の故に、拗體は、必ず絶唱を得て而して後に采覽するに足る若し、夫れ失黏とは、特に前後の句、交加黏著せざるを謂ふのみ、一句の内、平仄自ら調ふ、拗體の全く聲律を調へざるが如くならず、故に唐人も亦甚だしく之れを病とせず、嘗て唐人の律絶數百首を取りて之れを點檢するに、其の大曆以前に在り、諸名家の作、號して絶唱と稱する者、頗る失黏多し、略、數篇を舉ぐ、五言律に陳子昂の晚に樂鄉縣に次するの三四の句、崔著作に送別する三四の句、王維の使して塞上に至る三四の句、排律に宋之問の未央宮の應制の七八句、張九齡の許給事の直夜に和する五六の

二九

四句三四句、當作一二句、排律、宋之間未央宮應制  
 七八句七八句、當作九句、十一句、十二句、張九齡和許給事  
 直夜五六句五六句、當作一二三四句、七言律、沈佺期  
 龍池篇七八句七八句、當作三四五六句、李白鳳皇臺  
 中四句、賈至早朝七八句、王維和早朝七  
 八句、和溫泉寓目五六句五六下脫、七八二字、酌酒  
 與裴迪後六句後六句三字、當作二四七八、嵩丘蘭若  
 七八句、高適別韋司士五六句五六下脫、七八二字、  
 岑參西掖省卽事五六句五六下脫、七八二字、七  
 九  
 日錢衝中丞三四句、魏州東亭五六句、杜  
 甫宣政殿退朝五六句、錢起贈裴舍人三  
 四句三四句、當作一二三句、韋應物舟行入黃河三四句  
三四句、當作一二三句、七言絕、王勃九日、佺期邨山、劉廷  
 琦銅雀臺、太皇上皇西巡、誰道君王劍閣

句七言律に沈佺期の龍池篇の七八の句、李白の鳳皇臺の中の四句、賈至の早朝の七八句、王維の早朝に和するの七八の句、溫泉寓目に和するの五六の句、酒を酌みて裴迪に與ふるの後の六句、嵩丘の蘭若の七八の句、高適の韋司士に別るの五六の句、岑參の西掖省の卽事の五六の句、九日衝中丞に餞するの三四の句、魏州の東亭の五六の句、杜甫の宣政殿の退朝の五六の句、錢起の裴舍人に贈るの三四の句、韋應物の舟行黃河に入るの三四の句、七言絶は、王勃の九日、佺期の邨山、劉廷琦の銅雀臺、太皇上皇西巡の誰か遣ふ君王劍閣重關の二首、摩詰の少年行、沈子福を送る、賈至の西亭の春望、洞庭湖、岳陽樓、岑參の封大夫の凱歌、碣中の作、子美の軍城の早秋、達夫の九曲の詞、兼上笛を吹くを聞く、蔡希寂の洛陽の客舎にして、自餘は、必ずしも指摘せず凡そ此れ皆失黏にして、而して佳作たるを失はざる者なり、後人采りて而して選に入れ、而して看る者も、亦其の失黏たるを覺えず、極めて佳なるが故なり、是に知る、古人詩を作る、必ず佳境に遇ひて而して佳句を得、韻既に協ひ、句内平仄又調はゞ、則ち法の如く結撰して以て篇を成し、而して止む、再び點檢

重關二首、摩詰少年行、送沉子福、賈至西亭春望、洞庭湖、岳陽樓、岑參封大夫凱歌、積中作、子美軍城早秋、達夫九曲詞、塞上聞吹笛、秦希寂洛陽客舍、自餘不必指摘、凡此皆失黏而不失爲佳作者也、後人采而入選、而看者亦不覺其爲失黏、極佳故也、是知古人作詩、必遇佳境、而得佳句、韻既協、句內平仄又調、則如法結撰、以成篇而止、及再點檢、雖見失黏、不復改作、蓋佳境難再遇、奇語難多出、改之則不能復佳也、先儒謂摩詰詩、多失點檢者、余謂不獨摩詰爲然、古人皆然、彼豈不點檢哉、其實爲佳致不二也、今人固守聲律者、雖無失於法、而詩亦不能佳、泥也、故法不可不守、

斥非

するに及びて、失黏を見ると雖へども、復た改作せず、蓋し佳境再び遇ひ難く、奇語多く出し難し、之れを改むれば、則ち復佳なること能はざればなり、先儒謂ふ、摩詰の詩は、點檢を失ふ者多しと、余謂ふ、獨摩詰のみ然りと爲さず、古人皆然り、彼豈に點檢せざらんや、其の實は、佳致二ならざるが爲めなり、今人固く聲律を守る者、法に失ふこと無しと雖へども、而かも詩も亦佳なる能はず、泥すればなり、故に法は守らざるべからずして、而して變に通ずるを貴ぶ、是の故に、詩苟も古人に及ばず、拗體と雖へども、尙爲るべし、況んや、失黏をや、若し模倣不材にして、初めより法度を慎まず、故に禁戒を犯し、而して吾は古人を學ぶと曰はば、則ち詩家の罪人のみ。

而貴通變。是故詩苟及古人。雖拗體尙可爲。況失黏乎。若樸楸不材。初不慎法度。故犯禁戒。而曰吾學古人。則詩家之罪人也。已。編者按。此條拗體句數多。誤。今特注之。

樊噲曰。大行不顧細謹。言行大事者。當思其終。不可拘小節。以敗大事也。此樊子有爲言之。達一時機務者也。故古今傳以爲名言。豈非也哉。若君子之常道。則不然。書曰。不矜細行。終累大德。此所謂先王之法言也。凡自行與待人。其道不同。待人尙寬。自行尙恭。寬者。有容之謂也。恭者。不怠慢也。阜陶曰。御衆以寬。孔子曰。寬則得衆。是待人之大道也。然謂之衆。則不別君子小人之稱也。如特待君子。豈徒以寬而已哉。蓋

樊噲曰く、大行は細謹を顧みずと、大事を行ふ者は、當に其の終りを思ふべし、小節に拘りて以て大事を敗るべからざるを言ふなり、此れ樊子爲にすることありて之れを言ふ、一時の機務に達する者なり、故に古今傳へて以て名言と爲す、豈に非ならんや、君子の常道の若きは、則ち然らず、書に曰く、細行を矜まざれば、終に大德を累すと、此れ謂はゆる先王の法言なり、凡そ自行ふと人を待つとは、其の道同じからず、人を待つには、寛を尙び、自ら行ふには、恭を尙ぶ、寛とは、容るゝことあるの謂ひなり、恭とは、怠慢せざるなり、阜陶曰く、衆を御するに寛を以てす、孔子曰く、寛なれば、則ち衆を得と、是れ人を待つの大道なり、然れども、之れを衆と謂ふは、則ち君子と小人とを別たざるの稱なり、如し特に君子を待つには、豈に徒に寛を以てするのみ

亦有其道焉、己苟爲君子之徒、而自行無禮、可乎、今之少年輩、爲書生而小有才者、率恃才放蕩、以禮義爲小節、任誕爲高致、與人不恭、而怨其不見容焉、是則以待人之道自待也、豈不戾乎、古人負蓋世之才者、不謹禮法、尙獲罪於名教、況今士乎、此謂不善學古人。

ならんや、蓋亦其の道あり、己苟も君子の徒と爲り、而して自ら行ふこと無禮なるは、可ならんや、今の少年輩書生と爲りて而して少しく才ある者は、率ね才を恃みて放蕩禮義を以て小節と爲し、任誕を高致と爲し、人に與して不恭、而して其の容れられざるを怨むは、是れ則ち人を待つのを以て自ら待つなり、豈に戾らざらんや、古人蓋世の才を負ふ者にして、禮法を謹まざれば、尙罪を名教に獲、況んや今の士をや、此れを善く古人を學ばずと謂ふ。

斥  
非  
終



日本神話叢書

三編